

# 平成27年度組織目標評価（防災危機管理局）

## 総合評価

防災危機管理局では、「知事のトップマネジメントをサポートするとともに、安全・安心な滋賀を築きます。」という知事直轄組織のスローガンのもと、6つの目標、10の目標値を掲げ、その実現に努めました。

目標値：10項目

◎（目標値以上の実績であった）	9項目	▲（目標値の半ば程度以下の実績であった）	0項目
○（ほぼ目標値どおりの実績であった）	0項目	×（未実施）	0項目
△（目標値の半ば程度以上の実績であった）	1項目		

### 目標1：「危機管理機能の強化を進めます。」

危機管理の拠点となる滋賀県危機管理センターの整備を完了し、平成28年1月15日に供用を開始しました。

また、原子力災害対策については、原子力防災専門会議や原子力安全対策連絡協議会の開催、原子力防災訓練の実施、高浜発電所に係る原子力安全協定の締結などを通じて、多重防護体制の確立に取り組むとともに、出前講座や各種の講習会を開催し、リスクコミュニケーションの推進に取り組みました。

さらに、地震・風水害対策については、企業や団体との災害時応援協定の締結を進めるとともに、災害対策本部等運営マニュアルの作成、事前防災行動計画（タイムライン）の本格実施、滋賀県総合防災訓練をはじめとする各種訓練の実施などを通じて、大規模災害への対応力の強化を進めました。

危機事案への対応については、地域防災監会議や危機管理員会議を通じて庁内の連携強化を図るとともに、統一テーマによる職場研修や職員安否確認システム運用訓練などを実施し、危機事案への対応力の強化を進めました。

### 目標2：「自助・共助による地域防災力の充実強化を進めます。」

滋賀県危機管理センター研修・交流プログラムを作成し、センターにおける研修・交流・展示事業を具体化するとともに、地域防災アドバイザー制度を活用し、県内の自主防災組織の活動の支援を進めました。

また、東日本大震災被災者と県民との交流事業を実施し、自然体験活動を通じた被災者の心身の健康保持や県内避難者の生活再建、県民の防災意識の向上に取り組む民間団体の活動を支援しました。

さらに、消防団応援の店制度の制度設計、消防団加入促進のための若者への働きかけ、消防一日体験事業の実施などを通じて、消防団員の確保に向けた環境の整備を図り、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を進めました。

### 目標3：「被災者の生活再建を支援します。」

大規模な自然災害の発生時に被災者の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援制度（恒久制度）を創設しました。

### 目標4：「高圧ガス施設等の保安の確保を図ります。」

法に基づく許認可事務を厳正に行うとともに、立入検査を行うことにより、事業者の法基準遵守を図りました。

### 目標5：「安全運航で無事故の防災ヘリ業務を遂行します。」

運行前後の打合せ、反省、飛行前後のヘリ点検と整備を通じ、安全運航で無事故の防災ヘリ業務を遂行しました。

### 目標6：「ヘリ広域受援体制を確立します。」

近隣4県と相互応援協定に基づきヘリ運休時の災害出動を相互に行っており、未締結の京都市（京都府）と協定締結に向けた情報収集等を行いました。

目標

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
<b>目標 1 : 危機管理機能の強化を進めます。</b>							
1	【危機管理センターの設置】	<p>①危機管理センター建築工事、防災行政無線整備工事および防災情報システム整備を完了し、平成27年度中に供用を開始します。また、センターの周知に努めます。</p> <p>②地域防災力の充実強化を進めるための研修・交流プログラムを作成します。</p>		<p>①危機管理センターの整備等年度内にセンターの整備を完了し、供用を開始しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事 27年6月竣工</li> <li>・防災行政無線整備工事、防災情報システム整備 28年3月完了</li> <li>・滋賀県危機管理センターの設置および管理に関する条例 県議会9月定例会議で制定</li> <li>・センター紹介ビデオ、パンフレット 28年1月作成</li> <li>・供用の開始 28年1月15日</li> </ul> <p>②研修・交流プログラムの作成 26年度に作成した「滋賀県危機管理センター研修・交流プログラム(案)」に基づき、平成28年度における具体的な事業を定めた「平成28年度滋賀県危機管理センター研修・交流プログラム」を策定しました。</p>	◎	<p>①危機管理センターの機能が十分発揮されるよう、施設・設備の適正な管理を行います。</p> <p>②事業実施主体となる部局、機関と連携し、プログラム記載の事業の効果的な実施を図ります。</p>	防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
2	【原子力防災対策の強化】	<p>①多重防護体制の確立 県が担う防災対策について、実効性の向上と最適化に向けた見直しを継続します。</p> <p>②リスクコミュニケーションの推進 原子力防災に関する住民の理解のさらなる向上に取り組めます。</p>		<p>①多重防護体制の確立 ○国の原子力災害対策指針の改定を受け、原子力防災専門会議(2回)の議論や防災訓練結果を踏まえた地域防災計画やマニュアル等の見直しを行いました。</p> <p>○7月12日に長浜市と共催で夏場の事故を想定した実動訓練を実施しました。また、福井県と連携した原子力防災訓練については、高浜発電所の再稼働を踏まえ、国、福井県、京都府と連携した合同訓練実施に向け検討中です。</p> <p>○1月25日に高浜発電所に係る安全協定を締結し、未締結状態を解消しました。また、安全協定の適切な運用については、原子力安全対策連絡協議会を開催(3回)し、高浜発電所の再稼働はじめ各発電所の状況について情報共有を行いました。</p> <p>②リスクコミュニケーションの推進 ○リスクコミュニケーションの担い手づくりを目的に、県内10市町において消防団員を対象にした講習会(11回)を開催しました。 また、住民向けの講習会については、出前講座を継続して開催(6回)するとともに、妊婦や小さい子どもを持つ保護者を対象にした講習会(3回)を開催する等正しい知識の普及と啓発に取り組めました。</p>	◎	<p>①防災対策を実施する上での課題の解消に取り組めます。 また、実施マニュアル等に基づいたより実践的な実動訓練の実施と、訓練結果の評価・検証を行い、マニュアル等への反映を継続していきます。</p> <p>②リスクコミュニケーションの推進 住民への正しい知識の普及を進めるため、講習会の開催とリスクコミュニケーションの担い手づくりに引き続き取り組めます。</p>	防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
3	【地震・風水害対策】	<p>①地震や風水害の自然災害に備え、地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）を適時的確に修正、整備するとともに、企業や団体との災害時応援協定の締結を進めます。</p> <p>②総合防災訓練をはじめ、安否確認システムを活用した訓練など、現実の災害応急対策に即応した実践的な訓練を実施することにより、大規模災害への対応力を強化します。</p> <p>③災害対策本部や災害警戒本部を円滑かつ効率的に運営するため、災害対策本部等運営マニュアルを完成させます。</p> <p>④平成25年台風第18号の教訓を踏まえ、台風接近時には事前防災行動計画（タイムライン）の策定を本格実施することにより、大規模な風水害への対応力を強化します。</p>		<p>①地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）の修正および災害時応援協定の締結 地域防災計画の修正については、3月28日開催予定の防災会議に議案を提出する予定です。 災害時応援協定については、滋賀県臨床検査薬卸連合会、滋賀県石油商業組合等10の協定を締結しました。</p> <p>②訓練の実施 ・9月6日に米原市を主会場として、湖北地域で「滋賀県総合防災訓練」を実施しました。 参加機関数 160 参加人数 約18,000人 ・2月13日に危機管理センターで「地震災害初動対応訓練」を実施しました。 参加人数 103人</p> <p>③災害対策本部等運営マニュアルの完成 7月に「滋賀県災害対策本部等運営マニュアル（風水害等・地震・突発事故等対策用）」を策定しました。</p> <p>④事前防災行動計画策定の本格実施 台風時の災害対応で、各部局版のタイムラインを策定しました。</p>	◎	<p>①地域防災計画については、今後も法改正等の状況を踏まえ、必要な修正を的確に行います。 災害時応援協定については、引き続き必要な協定の締結を進めます。</p> <p>②28年度は9月11日に、彦根市を主会場として湖東地域で総合防災訓練を実施します。 危機管理センターの効果的な活用に向けた訓練を実施します。</p> <p>③訓練等を実施しながら、必要な修正を行います。</p> <p>④災害対応を通じて、内容のさらなる充実を図ります。</p>	防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
4	【危機事案への対応力強化】	危機事案の発生時に全庁的に迅速かつ的確な対応がとれるよう、危機事案への対応力の強化を進めます。		<p>○地域防災監会議 1 回(4/7)、危機管理員会議10回(※)を開催し、情報共有体制、危機管理機能の維持強化を図りました。 (※ 4/3, 5/11, 6/5, 7/13, 15, 22, 24, 8/24, 9/8, 2/4)</p> <p>○国民保護対応マニュアルの見直しを行いました。(3/28 国民保護協議会で承認見込)</p> <p>○危機事案発生時における対応力の向上を図りました。 ・職員安否確認システム運用訓練(7/14) ・総合防災訓練、緊急初動対策班訓練(9/6) ・大規模災害時における職員の行動を統一テーマに全職員を対象とした職場研修(8/6~11/30)等</p> <p>○新たな防災行政無線と防災情報システムに係る研修、訓練を実施しました。(7月~8月)</p>	◎	<p>○引き続き地域防災監会議、危機管理員会議等を実施することにより、情報共有体制や危機管理機能を強化します。</p> <p>○引き続き危機事案発生時の対応力向上に向けた関係機関参加の研修・訓練、マニュアルの見直し等を実施します。</p> <p>○引き続き防災情報設備の効果的な運用を図るための研修、訓練を実施します。</p>	防災危機管理局
<b>目標 2 : 自助・共助による地域防災力の充実強化を進めます。</b>							
5	【地域防災力向上】	①危機管理センター研修・交流プログラムを完成し、危機管理センターにおける研修・交流・展示事業を具体化します。		①研修・交流プログラムの作成(再掲)			防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
		<p>②地域防災アドバイザー制度を活用し、県内の自主防災組織の活動を支援します。</p> <p>③自然体験活動を通じた被災者の心身の健康保持や県内避難者の生活再建、県民の防災意識の向上に取り組む民間団体の活動を支援します。</p>	<p>地域防災アドバイザー 12人</p> <p>支援対象 団体 3団体</p>	<p>②地域防災アドバイザーの活用による自主防災組織の活動支援 地域防災アドバイザー9人を認定し、6地域に派遣しました。</p> <p>③東日本大震災被災者に対する支援 被災県の子どもたち等を対象に行われた自然体験活動(キャンプ)および県民との交流会活動を支援しました。 ・びわこ☆1.2.3キャンプ実行委員会 期間 7/20~8/22 参加 185人 ・信楽自然育児サークルなちゅらる・まま 期間 7/25~8/23 参加 95人 ・東日本大震災滋賀県内避難者の会交流会「ソナエルマルシェ」 実施日 3/5 参加 50人</p>	◎	<p>②積極的かつ効果的な活用について、市町を通じ、県内の自主防災組織等に周知するとともに、新たに3人を追加認定する予定です。</p> <p>③子ども・被災者支援法の趣旨を踏まえ、自然体験活動を通じた被災者支援の視点をより明確にし、東日本大震災被災者への支援を引き続き実施するとともに、大規模災害等に対する県民の防災意識の向上を図ります。</p>	
6	【消防団を中核とした地域防災力の充実強化】	若者や女性、事業所に対し、消防・防災活動についての理解と関心を深めるとともに、消防団員の確保に向けた環境を整備します。		<p>①消防団応援制度の構築 ・地域をあげて消防団を応援する気運を醸成し、県民の消防団活動への理解を促進することを目的として、消防団応援の店制度の制度設計を行いました。</p>		①平成28年度はパイロット事業として数市町で運用開始し、その後、順次事業を拡大していきます。	防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
				<p>②若者や女性、事業所に対する消防団への加入促進に向けた働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットやパネルを作成し、消防団への入団や消防団活動への理解を促進しました。</li> <li>・第60回滋賀県消防大会を立命館大学びわこ・草津キャンパスで開催し、同大学の協力を得て、学生や女性の消防団活動への理解促進を図りました。</li> <li>・事業所に対する消防団活動への理解促進のため、消防団協力事業所表示制度の導入を市町に働きかけました。</li> </ul> <p>③消防体験事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部と協力して、消防学校において来場者（主に子ども連れの家族）に各種消防活動体験を実施するほか、消防団入団促進のためのパネル展示やリーフレットの配布を行いました。</li> </ul> <p>参加者数 約800人</p>	◎	<p>②引き続き、若者や女性、事業所に対して消防団への入団や消防団活動への理解の促進に努めます。</p> <p>③引き続き消防本部等と連携して消防体験事業を実施し、消防防災意識の向上を図るとともに、消防団活動への理解の促進に努めます。</p>	
<b>目標3：被災者の生活再建を支援します。</b>							
7	【被災者生活再建支援】	大規模な自然災害発生時に、被災者の生活再建を支援する恒久制度を創設します。		被災者の生活の安定と被災地域の速やかな復興を図るため、恒久制度として、県と市町との共同による「滋賀県被災者生活再建支援制度」を創設しました。	◎	市町における制度の適切な導入・運用に向け、「交付要綱参考例」、「運用の手引き」等を作成するなど、必要な支援を行います。	防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
<b>目標4：高圧ガス施設等の保安の確保を図ります。</b>							
8	【高圧ガス施設等の保安の確保】	法に基づく許認可事務を厳格に行うとともに、立入検査を行うことにより、事業者の法基準遵守を図ります。		<p>①厳格な許認可事務、完成検査および適正な保安検査、立入検査の実施  [高圧ガス]許認可57件、完成検査52件、保安検査40件、立入検査44件  [LPガス]許認可15件、完成検査5件、保安検査2件、立入検査24件  [電気]許認可225件  [火薬類]許認可29件、保安検査18件、立入検査29件</p> <p>②法令違反事業者への的確な是正指導  的確な指導に努めた。</p> <p>③保安講習会の開催  [高圧ガス] 2回(10/30、11/25)  [LPガス] 3回(11/5, 9, 11)  [電気] 2回(10/20, 22)  [火薬類] 2回(6/7、12/2)</p> <p>④協会等関係団体の指導  関係団体の総会、理事会等に出席するほか、日常的に指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">※H28. 3. 11現在</p>	◎	引き続き、法に基づく許認可事務等の厳格な実施、立入検査の励行、保安講習会の開催により事業者の法基準遵守を図るとともに、法令違反事業者への適正な是正指導、関係団体の指導を行います。	防災危機管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評 価	(達成度)	今後の対応	担当所属
<b>目標5：安全運航で無事故の防災ヘリ業務を遂行します。</b>							
9	【安全運航で無事故の防災ヘリ業務の遂行】	防災航空係(隊)の業務は、発生した山岳遭難や水難事故、林野火災などの事案を、ヘリを活用して迅速かつ的確に業務遂行することであり、万一の事故発生は、搭乗者だけでなく、要救助者等の生死に関わる事態につながりかねないことから、事故のない安全な運航に努めます。	事故発生 件数 0件	<p>2月末現在 ヘリ飛行回数(時間) 276回(227:37) うち災害出動(時間) 70回(44:00)</p> <p>毎日実施 ①運行前後の打合せ、反省 ②飛行前後のヘリ点検と整備 ③毎朝のストレッチ体操と健康確認</p> <p>随時実施 ④飛行経路障害物調査 未登録索道発見無し ⑤連携訓練離着陸場調査41か所実施 ⑥マニュアル、受援計画等見直し ⑦ヒヤリ・ハット等事案の検討実施 ⑧場外離着陸場の現況調査116か所 →27.10.30～11.11 計6日間実施</p> <p>●交替勤務体制のため、非出勤者への必要な打合せ結果の伝達、重要なものは数日間繰り返し毎日の打合せで周知を行いました。</p> <p>●必要な整備機器等(携帯用APU、心電計、流量計、ホイスト等)を揃え、災害発生時や不具合発生時に迅速な対応ができるようにしました。</p>	◎	<p>交替勤務体制のため全員が揃うことは年に数回しかないため、毎日の打合せ結果等で必要なものについては、非出勤者への連絡の徹底を引き続き図ります。</p> <p>平成28年度に衝突防止装置(TCAS)、ホイスト監視用カメラ、夜間灯等を整備し、ヘリによる安全な災害活動の遂行を図ります。</p>	防災危機 管理局

番号	目標項目	目標の内容	(目標値)	評価	(達成度)	今後の対応	担当所属
<b>目標6：へり広域受援体制を確立します。</b>							
10	【へり広域受援体制の確立】	<p>相互応援協定を締結します。</p> <p>近隣県の岐阜県、三重県、福井県、奈良県とは既に相互応援協定を締結し、へり運休時の災害出動を相互に行っている。</p> <p>滋賀県に隣接する京都市と協定締結を行う。</p>		<p>4県以外に、隣接する京都市との協定締結に向けて情報収集を実施し、難しい理由を特定することができました。</p> <p>(理由) 京都市は、へり2機体制であること、大阪市や神戸市と相互応援協定を締結しているため、滋賀県の防災へりに応援を依頼することがない。</p>	△	<p>県内での大規模災害時には、緊急消防援助隊や近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等で受援</p> <p>大規模災害時以外には、協定締結済みの近隣4県のへりや県警へりと運休などの調整を密にし、災害対応を図ります。</p>	防災危機管理局